

少 捜 第 4 8 2 号

平成19年10月31日

埼玉県警察本部長

触法少年に係る事件の調査書類の取扱い及び証拠物の保管について（通達）

（概要）

本通達は、触法調査又はぐ犯調査に関する書式の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）に規定された、照会書の取扱い手続き及び少年法第6条の6第2項に規定する証拠物の保管要領等に関し必要な事項を定めている。